

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

数社共同で行う接待の交際費の処理

Q：当社は卸売業を営む会社です。小売業者を対象にキャンペーンを行い、一定額以上購入の得意先を海外旅行に招待することにしました。

キャンペーンによる売上げの増加はメーカーの売上げの増加にもつながることから、旅行費用の一部を負担してもらおうつもりです。

当社の交際費の金額は、旅行費用総額からメーカー負担金を差し引いてもよいですか。

A：複数の会社が共同して接待、慰安、贈答などの接待交際を行って、費用を分担した場合でも、交際費として取り扱われます。

卸売業者が、接待旅行費用の全額を支払い、メーカーからその一部負担金を受け入れた場合は、メーカーからの受け入れ負担金を差し引いた金額により、卸売業者の交際費を計算することが出来ます。

しかし、御社が接待交際のすべてを行い、メーカーは単に金銭のみを負担するような場合は、共同して接待行為を行ったとはみなされず、旅行費用の全額が交際費となり、メーカーからの負担金は、御社の雑収入に計上しなければなりません。

「共同して接待行為をした」といえるには

- ① 接待交際をする各社が共同して接待を行うという意志があること
- ② 各社が、接待行為そのものの一部を分担して行っていること

直接の接待行為を行わない会社がある場合は、直接の接待行為を行う会社とのあいだで、事前にその接待について十分な協議を行っていること、が必要です。

